

第 1 1 号議案

地方独立行政法人佐世保市総合医療センター役員報酬等規程の一部を改正する規程制定の件

地方独立行政法人佐世保市総合医療センター役員報酬等規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成 3 0 年 2 月 2 8 日提出

地方独立行政法人
佐世保市総合医療センター
理事長 澄 川 耕 二

地方独立行政法人佐世保市総合医療センター役員報酬等規程の一部を改正する規程

(地方独立行政法人佐世保市総合医療センター役員報酬等規程の一部改正)

第 1 条 地方独立行政法人佐世保市総合医療センター役員報酬等規程 (平成 2 8 年規程第 2 号) の一部を次のように改正する。

第 5 条第 2 項中「1 0 0 分の 1 7 0」を「1 0 0 分の 1 7 5」に改める。

第 2 条 地方独立行政法人佐世保市総合医療センター役員報酬等規程の一部を次のように改正する。

第 3 条第 1 項中「月額 6 4 9 , 0 0 0 円」を「月額 4 1 9 , 0 0 0 円」に、「月額 5 1 0 , 0 0 0 円」を「月額 3 3 0 , 0 0 0 円」に改める。

第 5 条第 2 項中「1 0 0 分の 1 5 5」を「1 0 0 分の 1 5 7 . 5」に、「1 0 0 分の 1 7 5」を「1 0 0 分の 1 7 2 . 5」に改める。

附 則

(施行期日等)

- 1 この規程は、公布の日から施行する。ただし、第 2 条の規定は、平成 3 0 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 第 1 条の規定による改正後の地方独立行政法人佐世保市総合医療センター役員報酬等規程 (以下「役員報酬等規程」という。) の規定は、平成 2 9 年 1 2 月 1 日から適用する。

(賞与の内払)

- 3 第 1 条の規定による改正後の役員報酬等規程を適用する場合において、改

正前の役員報酬等規程に基づいて既に支払われた平成29年12月支給に係る賞与は、改正後の役員報酬等規程の規定による賞与の内払とみなす。